

札幌市住居表示懇談会開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市住居表示懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

2 懇談会は、札幌市附属機関の設置及び運営に関する要綱第2条第2号に規定する「懇話会」とする。

(目的)

第2条 市長は、住居表示等の推進に関し、次に掲げる事項について、必要に応じて懇談会の委員の意見を求めることができる。

(1) 住居表示の実施に関すること。

(2) 町の区域又は名称の変更に関すること。

(3) その他住居表示等の実施のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者から就任を依頼する。

(1) 学識経験者

(2) 関係機関の職員

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から任命した年度の3月31日までとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

(委員長)

第4条 懇談会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、懇談会の議長となり、会務を総理する。

4 委員が、都合により会議に出席できない場合、デジタル戦略推進局スマートシティ推進部長は、会議運営上の必要があり、かつその運営に支障がないものと認めるときは、委員の代理出席を認めることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議において委員以外の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合で公開により会議に支障が生じると事務局が認めるときは、非公開とする。

(1) 札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第7条に掲げる情報が含まれる場合。

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。

2 会議の資料及び議事録については、非公開情報を除き、原則公開とする。

3 非公開の決定をした場合を除き、傍聴希望者に会議の傍聴を認める。

(傍聴の制限)

第7条 次に掲げる者は、総会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険な物を所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) その他委員長が議場の秩序を乱すおそれがあると認めた者

2 委員長は、傍聴席の都合により、傍聴人員を制限することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた場所以外に立ち入らないこと。
- (2) 棒、旗、プラカードの類を携帯しないこと。
- (3) 傍聴席にあっては静粛にし、議場における発言に対し可否を評し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (5) 写真、ビデオ等の撮影又は録音を行わないこと。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

2 委員長は、前項に掲げる事項を遵守せず会議の進行を妨げるおそれのある傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課において行う。

(謝礼)

第10条 委員(第5条第5項の規程により会議に出席した者を含む。)が会議に出席したときは、謝礼を支給することができる。

2 会議に出席した委員の謝礼については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例の別表に定める「附属機関 上記以外の委員その他の構成員」の報酬日額の規程の例による。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、デジタル戦略推進局長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年8月21日から施行する。

2 懇談会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、デジタル戦略推進局長が招集する。この場合において、デジタル戦略推進局長が必要と認めるときは、同条第5項の規定にかかわらず、委員以外の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

附 則 (令和7年5月9日デジタル戦略推進局長決裁)

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。